

神戸市告示第 709 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり要措置区域に指定する。

令和 4 年 1 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

東灘区住吉東町 4 丁目 1 番の一部（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

テトラクロロエチレン

3 講ずべき指示措置

土壤汚染対策法施行規則別表第 6 の 2 の項の中欄に定める「原位置封じ込め」又は「遮水工封じ込め」

別図

